

2024年4月26日

株式会社ダブルユー

代表取締役 肖 俊偉

問合せ先：経営管理部 03-5423-3601（代表）

証券コード：7683

<https://www.wa-jp.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の企業理念のもと、株主をはじめとする顧客や従業員、ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的成長と企業価値の最大化を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化が経営上の重要課題と認識しております。こうした認識のもと、株主の権利・平等性を確保し、全てのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するべく、業務の適正を確保するために必要な内部統制の整備・運用に努めております。

なお、当社は2024年4月26日開催の第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。当該移行に伴い、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されること等によって取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定の迅速化や機動性の強化を通じてコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しているため、本欄に記載する事項はございません。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
肖 俊偉	6,308,000	66.18
趙 陽	589,200	6.18
丁 蘊	400,000	4.19
PANG KWAN KIN	240,000	2.51
野村證券株式会社	117,800	1.23
枝松 禄	66,500	0.69
館 慶生	65,900	0.69
杉浦 陽一	61,200	0.64
中山 慶一郎	61,000	0.64
日塔 大補	47,200	0.49

支配株主（親会社を除く）名	肖 俊偉
---------------	------

親会社名	なし
------	----

## 補足説明

「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」につきましては、2024年1月31日現在の状況を記載しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	1月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、当該取引を行う場合には、当社経営の健全性や少数株主の利益を損なうことが無いよう、取引理由や取引条件等の合理性及び妥当性に関して、取締役会において十分な審議を行った上で意思決定を行う方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鶴田 芳郎	他の会社の出身者													
佐川 明生	弁護士													
佐藤 広一	特定社会保険労務士								△					
菅沼 匠	弁護士／公認会計士													
落合 孝裕	税理士								△					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田 芳郎	○	—	靴業界において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行状況の監督機能の強化に活かしていただけると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
佐川 明生	○	—	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行状況の監督機能の強化に活かしていただけると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
佐藤 広一	○	当社取締役就任以前に人事労務管理における顧問契約が発生しておりましたが、当該取引金額は僅少であり、2018年1月時点で当該契約を解除しております。	特定社会保険労務士としての豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行状況の監督機能の強化に活かしていただ

			けると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
菅沼 匠	○	—	弁護士及び公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行状況の監督機能の強化に活かしていただけると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
落合 孝裕	○	当社取締役就任以前に税務・会計における顧問契約が発生しておりましたが、当該取引金額は僅少であり、2016年1月時点で当該契約を解除しております。	税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行状況の監督機能の強化に活かしていただけると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	5	1	0	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ監査職務の円滑な遂行のため、監査等委員会が指名した従業員を監査等委員会補助者として設置しております。監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従って監査業務の補佐を行っております。

監査等委員会補助者に関して、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会補助者の異動及び人事評価並びに懲戒等の事由は、半数以上の社外有識者から構成される懲戒委員会での公平な審議に基づき決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員会監査は監査等委員である（常勤）社外取締役1名、監査等委員である社外取締役4名の体制で、監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画、業務分担等に従い、取締役会等の重要な会議への出席により、取締役の職務執行状況の監査・監督を行っております。

当該常勤監査等委員1名は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の職務執行を監視できる体制となっており、監査等委員会においてその他の監査等委員である社外取締役に対して、コーポレート・ガバナンスの状況を報告し必要な助言を受けております。

また、内部監査部門及び会計監査人との間で、それぞれの監査の実効性を高め監査全体の質的向上や相互補完を図るべく、定期的に三様監査の会議を開催しているほか、随時情報交換や意見交換を行うことで、相互連携の強化に努め、当社の内部統制の運用に活かしております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、当社との利害関係及び経歴を踏まえ、当社から独立した客観的な立場で職務遂行可能と判断した者を独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会にて株主総会で承認された報酬総額の枠組みの範囲内で、経営環境及び会社業績並びに各取締役の個人業績等を総合的に勘案し、支給額を決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会にて株主総会で承認された報酬総額の枠組みの範囲内で、社会的地位、会社への貢献度並びに就任の事情等を総合的に勘案し、支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲と士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的に、上記付与対象者に対して、その地位及び役割に応じてストックオプション制度を導入しております。

### 【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

## 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針は、役員就任後すみやかに開催される取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針は、役員就任後すみやかに開催される監査等委員会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関しては、当社の「役員報酬規程」及び「役員退職慰労金規程」において、役員の報酬等の決定に関する方針に則り、役位、職責、在任年数のほか、従業員給与とのバランスや役員報酬の世間水準、会社業績等の各種勘案事項等を総合的に鑑み、代表取締役が作成した案に基づき十分な検討を経て決定すると定めております。なお、「役員報酬規程」で取締役（監査等委員である取締役を除く。）ごとの報酬案の作成を代表取締役に一任することを定めている理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているとの判断によるものです。

監査等委員である取締役の報酬等に関しては、当社の「役員報酬規程」及び「役員退職慰労金規程」ならびに「監査等委員会規程」において、役員の報酬等の決定に関する方針に則り、常勤・非常勤の別や監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容及び世間水準を総合的に鑑み、監査等委員である取締役の協議のうえ決定すると定めております。

当社の役員の報酬等に関しては、2024年4月26日開催の第23期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については報酬限度額を年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されており、監査等委員である取締役については報酬限度額を年額30,000千円以内と決議されております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役は5名）であります。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、経営管理部及び内部監査室において、取締役会の開催日時や決議事項の事前通知、その他連絡事項の伝達等を適宜行っております。また、取締役会等の重要会議に係る資料の事前配布に当たっては、社外取締役が事前に十分な検討を行う時間的余裕が確保できるよう可能な限り早期の配布に努めているほか、必要に応じて事前説明を行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### 1. 取締役会

取締役会は、代表取締役を議長に、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である社外取締役5名で構成されており、法令及び定款に定められた事項や経営の基本方針、業務上の意思決定のほか、取締役間の相互牽制による職務執行状況の監視・監督を行っております。

また、経営陣による迅速な意思決定及び業務執行を可能とするため、原則として月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、「取締役会規程」において取締役会に付議すべき事項を具体的に定めております。

#### 2. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤社外取締役を委員長に、監査等委員である社外取締役5名で構成されております。監査等委員会は、原則として月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定や監査の実施状況、監査等委員相互の情報共有を図っております。

なお、各監査等委員は、取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務遂行を監督するとともに、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者や会計監査人とも連携し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

#### 3. 内部監査室

当社の内部監査の組織と致しましては、取締役会または監査等委員会あるいはその他ガバナンス機関によって設置・任命された、代表取締役及び各執行部門から独立した内部監査担当者を選任し、「内部監査規程」並びに内部監査計画に従い、被監査部門から独立した立場で当社グループ全体の内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しております。

#### 4. 経営会議

当社では、業務執行の推進を目的として、取締役、執行役員、部長、シニアマネージャーで構成される経営会議を、原則月1回以上開催しております。経営会議では、各部門の執行案件について審議し決議を行うと共に、各部門からの経営情報の報告を受けることにより、経営執行の機動的な意思決定と経営情報の円滑な伝達を行う機関としての役割を果たしております。

なお、経営会議に付議された議案のうち重要な案件については、取締役会に上程されております。

#### 5. コンプライアンス委員会

当社では、役職員が遵守すべき規範の確保及びコンプライアンス活動の推進を行うための組織として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、委員長を社外取締役とし、委員会の半数以上が社外有識者によって構成さ

れ、健全かつ適切な経営及び業務執行を図ることを目的とした協議を行っております。

### 6. リスク管理委員会

当社では、リスク情報の収集及び分析並びに網羅的かつ包括的なリスク管理を行うための組織として、リスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は委員長を代表取締役とし、その他関係役職員からなる委員によって構成され、定期的に全社的なリスクの洗い出し、評価、検討について協議を行っております。

また、当社グループ内における緊急事態発生時には別途、臨時委員会の開催及び対策本部の設置を行うことで、原因究明及び再発防止等の適切な対応を図る方針としております。

### 7. 懲戒委員会

当社では、当社グループ内における役職員の賞罰及び人事考課等に関する決議機関として懲戒委員会を設置しております。

懲戒委員会は、委員長を顧問弁護士とし、委員会の半数以上が社外有識者で構成され、役職員の懲戒解雇事由等の公平な審議を目的とした協議を行っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境が変化し続ける中において、顧客・投資家・従業員・地域社会といった、当社を取り巻くステークホルダー及び社会との相互信頼を構築すると共に、経営の効率化と健全性を確保することが重要と考えております。

当社がコーポレート・ガバナンスに関して現体制を採用している理由としましては、企業価値の向上と社会的な信頼を得るため、取締役の職務執行の監査を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることで、取締役会の監督機能の強化を通じた最適なコーポレート・ガバナンス体制が構築されると考えているためです。

また、監査等委員である社外取締役について、業界知識や企業法務、労務・会計・税務に関する専門的な知見を有し、客観的かつ中立的な立場から経営の監視・監督が充分になされると期待される人物を選任することで、業務執行取締役の監視・監督機能を備えた望ましい社内体制を整備することが最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	<p>当社は決算期が1月末であるため、毎年4月後半に定時株主総会の開催を予定していることから、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。</p> <p>また、より有効的な株主との対話を図る観点から、株主総会の開催について、アクセスの利便性や出席しやすい場所を確保するよう努めております。</p>
電磁的方法による議決権の行使	<p>今後検討すべき事項として対応してまいります。</p>
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	<p>今後検討すべき事項として対応してまいります。</p>
招集通知(要約)の英文での提供	<p>国内外における投資家比率や導入に係るコスト等を勘案し、今後検討すべき事項として対応してまいります。</p>
その他	<p>法令で定められている、株主総会の3週間前または招集通知(アクセス通知)発送日のいずれか早い日までに、T D n e t 及び当社ホームページ上で招集通知(電子提供措置事項)を公表することで、株主総会における議決権行使の検討期間の確保を図っております。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にIR関連ページを開設し、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的にあナリスト及び機関投資家向けの決算説明会を実施し、業績や経営方針に関する説明を行っております。 直近では、2024年3月22日に2024年1月期決算説明会を実施しております。また、当社ホームページ上のIR関連ページにて2024年3月21日に決算補足説明資料を、2024年3月28日及び2024年4月4日に2024年1月期決算に関する質疑応答集を掲載しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ上にIR関連ページを開設し、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部がIR担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「コンプライアンス規程」の内容に従い、健全かつ公正な業務執行を行う経営体制を構築すると共に、全従業員が高い倫理観を備えたコンプライアンス体制を徹底することで、当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応えられるよう企業価値の維持・向上に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社を取り巻く全てのステークホルダーに対し、業績や経営方針等の会社情報を適時・適切に開示することが責務であると認識しております。そのため、当社コーポレートサイト、決算説明会等により、迅速かつ公正にステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業理念「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の基に、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。そのために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置づけ、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。

なお、当社は2024年4月26日開催の第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。これに伴い、同日に開催された取締役会において「内部統制システムの基本方針」の改訂を行っており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは「コンプライアンス規程」を定め、繰り返しコンプライアンス研修を実施することにより、役職員が法令及び定款を遵守した行動をとることを徹底する。
- ② コンプライアンス委員会は、委員長を監査等委員である非業務執行取締役（以下「監査等委員」という。）とし、委員会の半数以上を社外有識者で構成する。
- ③ コンプライアンス委員会は、法令違反その他不正行為の報告に関する調査を行った結果、是正措置及び再発防止策等の対策が必要と認められた場合、リスクマネジメント委員会に対して、可及的速やかに具体的な是正措置及び再発防止策等の対策検討を行うよう指示する。
- ④ コンプライアンス委員会は、法令違反その他不正行為の報告に関する調査を行った結果、コンプライアンス違反行為があったと認められた場合、懲戒委員会に対して、具体的な懲戒処分を行うよう指示する。
- ⑤ 当社グループは「内部通報規程」を定め、内部通報制度の運用により、法令違反その他不正行為の早期発見及び是正を図ると共に、内部通報者の保護を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「決裁権限規程」等の既存の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメント委員会の運用により、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ② 内部監査部門は当社グループ各部門のリスク管理の状況を監査し、監査等委員に報告する。

- ③ 監査等委員は、内部監査の結果をもとに、内部監査部門を通じて各部門長に対し全社的なリスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に監査等委員会に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。
- ④ 当社グループは「事業継続計画（BCP）」を定め、コンティンジェンシー・プランの運用により、不測の事態や危機の発生時においても事業の継続を図れるよう対策を行う。

#### 4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「組織規程」、「決裁権限規程」、「関係会社管理規程」等の規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を構築すると共に、子会社にてこれに準拠した体制を構築する。そのうえで、以下の管理システムを用いて取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- ① 会社運営等の重要方針並びに重要な業務執行に関する取締役会の諮問機関の設置
- ② 職務権限・意思決定ルールの方針策定
- ③ 中期事業計画及び中期事業計画に基づく部門別予算の作成と、月次・四半期業績管理の実施

#### 5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の取締役会に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への報告を義務付ける。
- ② 子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当社への速やかな報告を義務付ける。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うと共に、当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理する。
- ③ 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員は当社グループの業務執行状況を監査する。
- ④ 内部監査部門は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。

#### 7. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員は、従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は監査等委員の指揮命令に従わなければならない。
- ② 監査等委員から監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査等委員から監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、半数以上の社外有識者から構成される懲戒委員会での公平な審議に基づくものとする。

8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他監査等委員への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、監査等委員に対し次の事項を報告することとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 重大な法令・定款違反
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ その他コンプライアンス上重要な事項

9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制

- ① 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員に対して報告を行う。
- ② 内部監査部門は、定期的に当社監査等委員に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ③ 内部通報窓口の担当者は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する。

10. 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が監査等委員に対して報告を行ったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員の監査に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努める。

- ② 監査等委員による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を随時設けると共に、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 社外取締役からのみ構成される意見交換の機会を定期的に設けることで、独立した第三者としての立場から、当社グループの業務執行状況やコンプライアンスの遵守体制などに関して、有効かつ適切なモニタリングを実施する。

13. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- ① 財務報告を適正に行うため、当基本方針に基づく経理業務に関する規程及び手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 内部監査部門は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役及び監査等委員に報告すると共に、当該部門はその対策を講じる。

14. 反社会的勢力の排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 当社は、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とし、その旨を「コンプライアンス規程」に明記し、関連マニュアル等を配付することで全役職員に対し周知徹底を図る。
- ② 反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、人事総務部が警察・弁護士をはじめ外部の専門機関と緊密に連携を図りながら統括部署として対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた方針・基準等については、「コンプライアンス規程」を制定すると共に、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返し当該内容の周知徹底を図っております。

反社会的勢力の排除に関する具体的な方針としましては、役職員の入社時に宣誓書の提出を求めるほか、「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を行うなどの措置を講じております。

また、新規取引先に対しては、取引開始に至る前に外部のビジネスデータベースサービス等を用いて調査を行うことを基本とし、契約締結の際は、反社会的勢力排除条項等を定めるなどの徹底を図っているほか、既存取引先に対しても年に1度の頻度で再度取引先の状況を確認すると共に、経営会議等で報告する体制となっております。

上記の反社会的勢力への対応に関する主管部門は人事総務部とし、必要に応じて所轄警察署等の外部専門機関と連携できる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

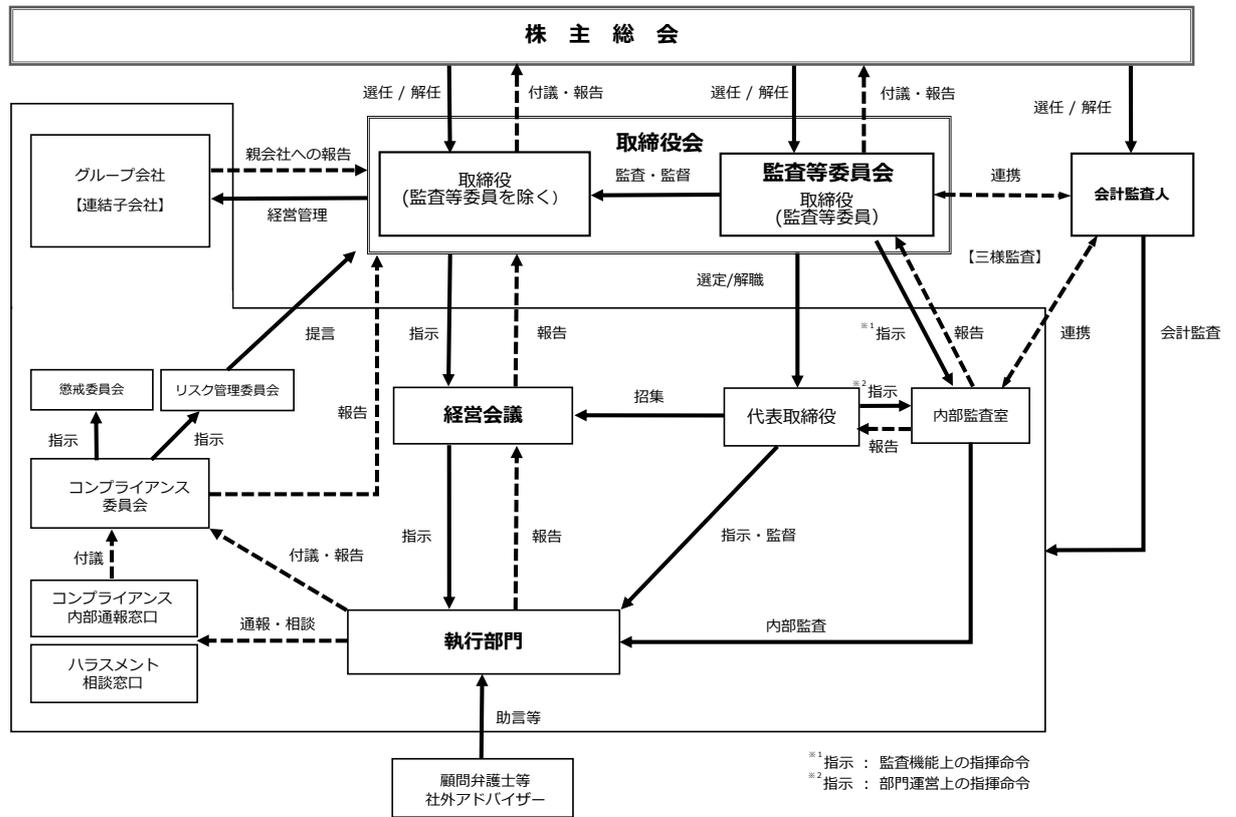
該当項目に関する補足説明

なし
----

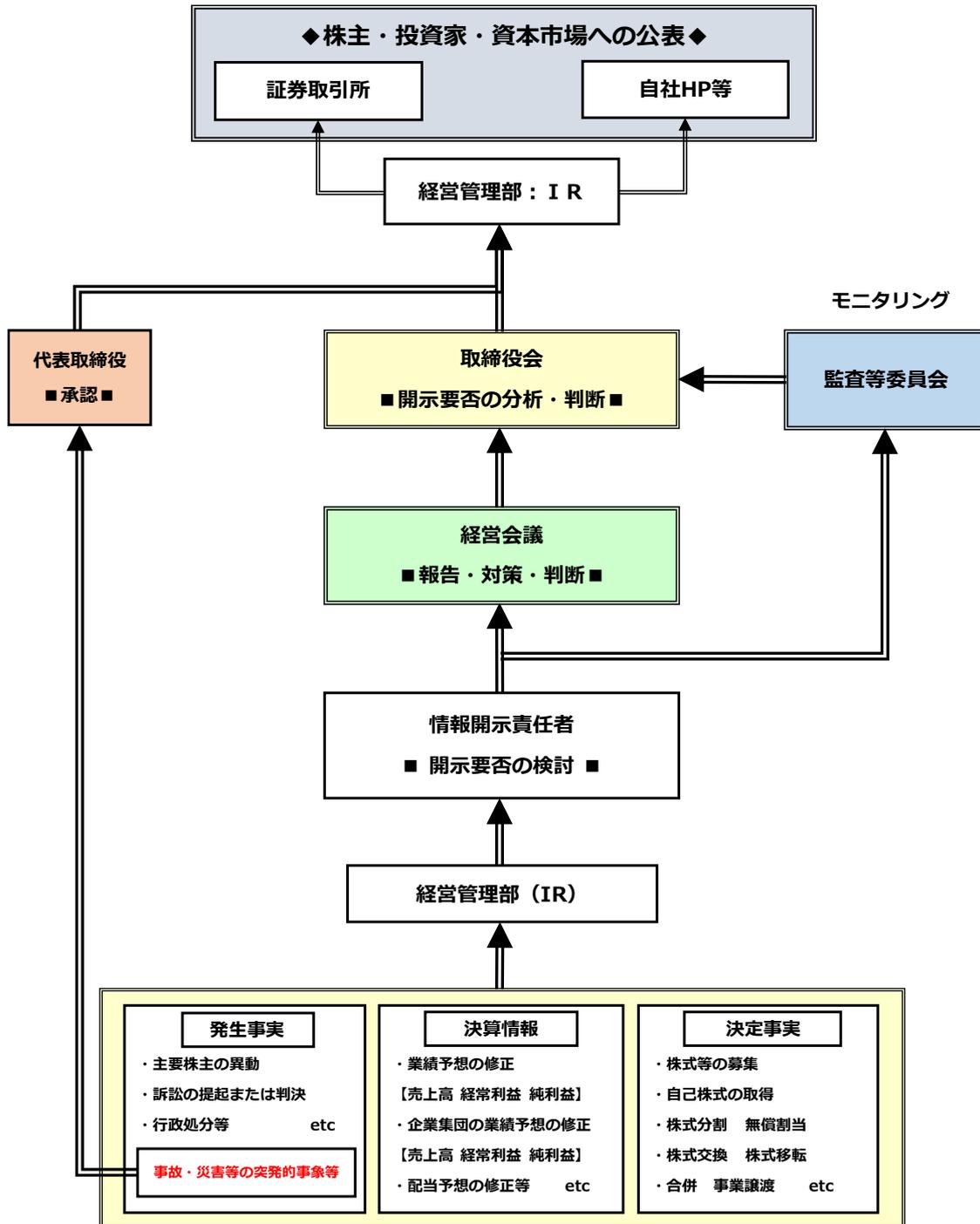
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<p>&lt;適時開示体制の概要&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <p>当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとする各種ステークホルダーの皆様に公平かつ透明性の高い情報を適時に提供するため、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める諸規則に準拠した適切な情報開示を行っております。また、当該諸規則に該当しない情報に関しましても、当社を理解頂くために有用と判断される情報については、積極的な情報開示に努めております。</p> <p>2. 情報開示の方法について</p> <p>適時開示規則に該当する情報（決定事実・発生事実・決算情報等）が発生した場合は、東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」を通じて開示を行うと共に、当社IRサイトにおいても速やかに掲載しております。また、上記以外の情報につきましても、市場参加者の投資判断上有益と判断した情報は、適宜プレスリリースの配信等を通じて速やかに開示を行っております。</p> <p>3. インサイダー取引の未然防止</p> <p>当社は、インサイダー取引の防止を図るための社内規程を定め、役職員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しております。また、投資判断に影響を与える重要事実に関する情報を適切に管理し、諸法令や適時開示規則に則った迅速な情報開示を行うことを通して、インサイダー取引の防止を図っております。</p>
--

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上